

住まいに関する 補助制度のご案内

町内に住んでいる人や、これから住むことを考えている人が、住宅の新築・増改築・リフォームなどをする際に役立つ、町で実施している住まいに関する助成制度をご紹介します。お住まいの耐震化・省エネ化・水洗化・緑化などにご活用ください。
なお、各助成制度に関する詳細な情報は担当課までお問い合わせください。

☎環境対策課 【☎028(677)6041】(太陽光発電)

☎都市計画課 【☎028(677)6020】(その他の補助制度)

太陽光発電への補助

■補助の目的

地球温暖化防止を推進するため、クリーンエネルギー利用の太陽光発電システムの設置を支援しています。

■補助内容

住宅の屋根などに太陽電池の最大出力10kw未満のシステムを設置する場合

1kwあたり70,000円、上限3kw210,000円

■補助要件

- ①対象者 町内に住所を有する人または1年以内に住所を有する予定の人
- ②対象施設 住宅用太陽光発電システム(住宅は新築、増改築を問いません)

耐震診断への補助

■補助の目的

建物の耐震性の向上を図るため、木造住宅の耐震診断をする人に診断費用の一部を補助しています。

■補助内容

町指定の診断機関が行う耐震診断の費用の3分の2または、100,000円のいずれか少ない額

■補助要件

- ①対象地区 町内全域
- ②対象施設 昭和56年5月31日以前に建築された二階建以下の在来軸組工法の木造住宅
- ③指定診断機関 社団法人栃木県建築士事務所協会

生け垣への補助

■補助の目的

緑化対策の一つとして、身近な緑の創出に効果のある生け垣の設置を支援しています。業者が植栽する場合のほか、ご自分で苗を購入し植栽する場合にも対象になります。

■補助内容

宅地の道路面に長さ5m以上の生け垣を植栽する場合

1m当たり3,000円を限度とし、補助限度額60,000円

■補助要件

- ①対象地区 町内全域
- ②対象施設
 - ・住宅、店舗、事務所の敷地であること(工業団地を除く)
 - ・幅員4m以上の道路に面して植栽されること
- ③その他
 - ・設置基準を満たしていること
 - ・花草や花壇は対象となりません
 - ・塀や柵は補助対象となりません
 - ・カイヅカイブキなど対象外の樹種があります

雨水対策への補助

■補助の目的

雨水による宅地内の浸水対策や道路への流出防止のため、屋根に降った雨水を雨どいの下に設置したマスにより効率よく地下に浸透させる施設の設置を支援しています。

■補助内容

住宅に雨水浸透施設を設置する場合

1軒につき2基までを限度とし、施設のタイプに応じ1基当たり3万円または5万円まで

■補助要件

- ①対象地区 町内全域
- ②対象施設 専用住宅または居住部分が2分の1以上ある併用住宅
- ③その他 設置基準を満たしていること

合併処理浄化槽への補助

■補助の目的

清らかで衛生的な水環境を目指し、合併処理浄化槽の設置などを支援しています。

宅地の地下に設置することで、トイレの汚水と台所やお風呂の雑排水をあわせて処理することができます。

合併処理浄化槽で処理・消毒された水は、河川放流または敷地内処理されます。

■補助内容

- ①住宅に新しく合併処理浄化槽を設置する場合
 - 5人槽・・・332,000円
 - 7人槽・・・414,000円
 - 10人槽・・・548,000円(平成20年度補助額)
- ②処理水の敷地内処理装置を設置する場合
 - 工事費の2分の1または100,000円のいずれか少ない額
- ③20mを超える処理水の放流管を設置する場合
 - 20mを超える部分、1m当たり2,000円または100,000円のいずれか少ない額
- ④合併処理浄化槽を設置するにあたり、単独処理浄化槽などを撤去する場合
 - 工事費の2分の1または100,000円のいずれか少ない額

■補助要件

- ①対象地区 公共下水道、農業集落排水が整備済みまたは整備予定の地区を除く
- ②対象施設 専用住宅または居住部分が2分の1以上ある併用住宅
- ③その他 各種法令、基準を満たしていること